

別表第1(第3条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 補助対象事業者
防災訓練等参加支援事業	知事が必要があると認めた額	国が主催する総合防災訓練に参加するために必要な次の経費 旅費、需用費(燃料費)並びに役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料	10分の10以内	国が主催する総合防災訓練にDMATを参加させる高知DMAT指定医療機関(※1)
災害時DMAT活動支援事業	知事が必要があると認めた額	災害時にDMATが救護活動を行うために必要な次の経費 人件費(報酬、給料、賃金及び報償費)、職員手当、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	10分の10以内	県からの派遣要請に基づき、高知DMAT(※2)を出勤させた医療機関
新型コロナウイルス感染症活動支援事業	知事が必要があると認めた額	新型コロナウイルス感染症における救護活動を行うために必要な次の経費 人件費(報酬、給料、賃金及び報償費)、職員手当、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料等	10分の10以内	県からの派遣要請に基づき、医療従事者等を出勤させた医療機関及び団体等

※1 高知DMAT運用計画第3条に基づき、高知DMAT指定医療機関として知事が指定した医療機関

※2 日本DMAT及び県が実施する「高知DMAT研修」又は、他都道府県が開催する厚生労働省の認定を受けたDMAT養成研修を受講した県内の災害派遣医療チーム